

款 願 條 項

- 一、 減員及勞働過重ヲ行ハザル様セラレタシ
 「註」市財政ノ逼迫ニ藉口シテ從業員ノ整理並ニ勞働過重ハ斷
 ジテ我々ノ容認シ難キモノデアリマス
- 二、 我々現業員ノ退職給與金ヲ増額セラレタシ
 「註」再款願故茲ニ省略ス
- 三、 夏期手當ヲ増額セラレタシ
 「註」水道部ノ從業員ニ支給サレツ、アル現制度ニ改正セラレ
 タシ
- 四、 工夫及土砂船、現場ヘノ配置並ニ配船ハ公平ヲ期セラレタシ
 「註」配置係ヤ配船係員ノ不公平ニ起因シテ各現業員ノ其收入
 ニ著シキ等差ガ生ジ從ツテ全作業ノ圓滿ナル進捗ヲ欠ク
 虞アリ係員ノ權利ヤ感情ニ依ル不平等ノ配置ハ斷ジテ容
 認シ難イ

五、 河川從業員ニ年二回ノ賞與ヲ支給セラレタシ

「註」凡ソ本市ノ管賞與未支給ノ現業員ハ河川ノ土砂船夫以外
 ニナシ水都ノ名アル本市ノ如キニ於テハ各河川ノ維持浚
 渫ノ作業ニ從事スル者ノ都市産業上ニ貢獻スル所モ相當
 大ナルモノアリト信ズ、斯ル從業員ニ賞與ヲ支給セザルガ
 ガ如キハ我々ノ極メテ不可解トスル所ナリ

六、 船増手當制度ヲ廢シ本給ニ繰入ラレタシ

「註」天候ノ關係其ノ他本市ノ都合上航海減餘儀ナキ場合等モ
 相當アリ從而其ノ收入モ一定セズ時トシテハ責任航海數
 ニモ連シ兼ナル場合ナシトセズ速ニ手當ヲ本給ニ繰入レ
 ラレタシ

七、 船内居住者ノ船内居住特別手當ヲ支給セラレタシ

「註」凡ソ船内ニ在ツテ其ノ船舶並備品全体ノ保全手當ヲ負ハ
 シメラル、者ニハ何レカノ場合ニテモ當直手當又ハ賄料